

大阪市立築港中学校 PTA 規約

第1章 名 称

- 第 1 条 1. この会は大阪市立築港中学校 PTA といいます。
2. この会は事務所を大阪市立築港中学校におきます。

第2章 目 的

- 第 2 条 この会は保護者(父母またはこれに代わる者。以下同じ。)と教職員とが協力して生徒の健全な成長をはかることを目的とします。
1. 家庭・学校および社会の協力によって生徒の福祉を増進します。
2. 家庭と学校と社会における教育的環境を良くします。

第3章 方 針

- 第 3 条 この会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針にしたがって活動します。
1. 特定の政党や宗教にかたよることなく、営利を目的とするような行為は行いません。
また、この会またはこの会の役員の名で公職の選挙の候補者の推薦をしません。
2. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力します。
3. この会は自主独立のものであって、他の団体の支配、統制または干渉も受けません。
4. この会は学校の教育方針、人事ならびに学校管理には一切干渉しません。

第4章 会 員

- 第 4 条 この会の会員になることができる者は次のとおりです。
1. この学校に在籍する生徒の保護者。
2. この学校に勤務する教職員。

- 第 5 条 会員はすべて会費を納入する義務を有します。また、会員としての平等の権利を有し義務をまつとうします。

第5章 経 理

- 第 6 条 この会の経費は、会費をもってまかねません。
第 7 条 この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われます。
第 8 条 この会の会費は、会員一世帯につき年額 6,000 円とします。
第 9 条 この会の経理は、会計監査を経て会員に報告されなければなりません。
第 10 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年の 3 月 31 日に終わります。

第 6 章 役員および会計監査とその選出

第 11 条 この会員の役員は次のとおりとします。

1. 会長 1名
2. 副会長 2~3名
3. 書記 1名
4. 会計 1名

役員の任期は 1 年とします。ただし、再選は妨げません。

役員は、会計監査を兼ねることができません。

第 12 条 この会の会計監査は、次のとおりです。

2名選出するものとし、任期は 1 年とします。再選は、認めません。

第 13 条 役員、会計監査の選出および決定は次のとおり行われます。

1. 候補者指名委員会(以下「指名委員会」といいます。)を次のとおり構成します。
 - (1). 保護者より、各学年それぞれ1~2名の学年代表を互選により選出します。
 - (2). 教職員より、1名を互選により選出します。
 - (3). 実行委員会(役員を含む)より、1~2名を選出します。
2. 指名委員会は被指名者の同意を得て、各役員および会計監査として指名する者の役職と氏名を、総会の少なくとも 5 日前までに全会員に通知します。
3. 指名委員会が指名した役員および会計監査は、総会で承認を得て決定するものとします。
4. 上記1~3 を経て決定した役員および会計監査は、年度始めの総会にて就任するものとし、次の年度初めの総会までの1年間を任期とします。

第 7 章 役員および会計監査の資格と任務

第 14 条 この会の目的ならびに方針について、十分な理解を持っている会員で公選による公職者でない者は、第 6 章の規定に従って、役員および会計監査に選出することができます。

第 15 条 役員および会計監査の任務は次のとおりです。

1. 会長
 - (1)この会を代表し、会務を総括します。
 - (2)総会、実行委員会を招集し、議長を指名することができます。
 - (3)役員および校長の意見を聞いて常置委員会、特別委員会の委員を任命します。
2. 副会長
 - (1)会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行します。
3. 書記
 - (1)総会・実行委員会の議事その他全般の活動状況を記録し保管します。
 - (2)会長の指示に従ってこの会の庶務を行います。
4. 会計
 - (1)総会が決定した予算に従って一切の会計事務を処理し、会計簿を保管し、何時でも会員の閲覧に供します。
 - (2)会計監査を受けて会員に報告します。
5. 会計監査
 - (1)その年度の会計を監査し、その結果を会員に報告します。

6. 役員は、共同してこの会の目的達成に必要な活動の年間計画、および年間計画に基づく事業・活動に必要な収支予算の立案、調整を行います。
7. 役員および会計監査は、各委員会(指名委員会を除きます。)に出席して意見を述べることができます。
8. 役員に欠員を生じた場合は、必要に応じて他の役員または実行委員が実行委員会の決議を経て就任します。ただし、会長に欠員を生じた時は副会長が代行します。任期は前任者の残任期間とします。

第 8 章 総 会

- 第 16 条 総会はこの会の最高決議機関として、全会員をもって構成されます。
- 第 17 条 総会の定足数は全会員の 1/5 とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とします。
(委任状を認めます。)
- 第 18 条 実行委員会が必要と認めた場合、会員の 1/3 以上の要求があった場合、臨時に総会を開くことができます。
- 第 19 条 総会は規約の制定および改廃、予算案の審議および決算の承認、事業計画並びに報告、その他の重要事項の決定ならびに役員・会計監査の承認を行います。

第 9 章 実行委員会

- 第 20 条 実行委員会はこの会の役員・会計監査・各常置委員会および校長・教頭ならびに教職員の代表によって構成され、任務は次のとおりです。
1. 実行委員会の定足数は委員の 1/2、決議は出席者の過半数とします。
 2. 会長によって選ばれた各委員会の委員を承認します。
 3. 各委員会より提出される諸問題の審議や検討をします。
 4. 総会に提出する議案を調整および作成します。
 5. 必要ある場合は、特別委員会を設けます。
 6. その他必要事項の処理をします。

第 10 章 委 員 会

- 第 21 条 委員会には、常置委員会と必要に応じて特別委員会が設けられます。
- 第 22 条 各委員会の構成員は、他の役員および校長の意見を聞いて会長が任命します。
任期は 1 年とします。
- 第 23 条 常置委員会として次のものを置き、それぞれの任務にあたります。
1. 学級・広報委員会
 - (1) 教職員と保護者相互の連絡調整あたり、学校運営に協力します。
 - (2) 生徒の進路指導について、学校と連絡協力し、会員に情報を提供します。
 2. 教育・人権啓発委員会

- (1) 地域の社会教育を盛んにすることに協力します。
- (2) 会員の人権意識をより一層高めるための啓発活動をします。

3. 保健・地域委員会

- (1) 学校の保健事業、体育事業に協力し、会員ならびに生徒の健康増進につとめます。
- (2) 地域の諸団体、機関との連携をはかり、協力して地域社会の環境をよくするようつとめます。

第 24 条 校長は、各委員会に出席して意見を述べることができます。

第 25 条 各委員会は、その事業の計画・実施にあたって実行委員会にはからねばなりません。

第 11 章 改 正

第 26 条 規約は、総会において出席者の過半数の同意によって改正することができます。(委任状を認めます。)ただし、改正案は少なくとも 5 日前にその内容を全会員に知らせておかねばなりません。

第 12 章 会員の個人情報の取り扱いについて

第 27 条 この会は個人情報保護法を遵守し、会員の個人情報が外部流出しないよう努めます。

この規約は、昭和 62 年 5 月 12 日より実施します。

- ※1. 平成 8 年 5 月、一部改正
- ※2. 平成 16 年 4 月、一部改正
- ※3. 令和 3 年 4 月、一部改正
- ※4. 令和 5 年 12 月、一部改正